

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

平成29年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)  
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 175,000 千円

(歳出)  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,936,862 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	414,434	297,038			17,153	100,243
	重度心身障害者等医療費支給事業費	86,201	31,710		2	7,961	46,528
	後期高齢者医療事業費	394,507	63,379		5,063	47,641	278,424
	子育て支援医療費支給事業	81,570	19,500			9,069	53,001
	児童手当支給費	359,986	305,132			8,015	46,839
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	11,475	5,082			934	5,459
社会保険	介護保険事業（繰出金）	388,860	2,998			56,378	329,484
保健衛生	母子保健事業	24,011	750			3,399	19,862
	保健事業	99,621	1,700		2,395	13,957	81,569
	予防接種費	76,197	4,386			10,492	61,319
合 計		1,936,862	731,675	0	7,460	175,000	1,022,727

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。